

記入例

指定給水装置工事業者を対象に行われた研修を記入。  
令和元年 11 月 26 日にグリーンロード前橋で行われた、日本水道協会群馬県支部主催の指定給水事業者研修会などが対象

事業者 指定(更新)時確認事項

〒番号 000  
 又は名称 安中上水  
 〒番号 〒379-0116  
 住所又は所在地 安中市安中二丁目 11-24 番地  
 代表者氏名 安中 太郎  
 電話番号 027-345-3002

青字が記入例

指定申請書と同様の押印  
 法人：代表者印  
 個人：申請者印

指定給水装置工事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可 <input type="radio"/> ）
令和元年 11 月 26 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

未受講の理由を記入（非公表）

休日、営業日、営業時間、  
修繕対応可能時間等を記入

指定給水装置工事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可 <input type="radio"/> ）
休業日：日曜日、祝日、正月3が日 営業日：月～土 修繕対応時間：8時～17時 G.Wに連休 (8時～17時) 17時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可 <input type="radio"/> ） （該当部に○をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能）
<input checked="" type="radio"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="radio"/> 埋設部の修繕 その他（夜間等の緊急対応については電話等にて応談）
対応工事種別（新設・改造等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： <input checked="" type="radio"/> 可 不可 <input type="radio"/> ）
配水管からの分岐～水道メーター（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造） 水道メーター～宅内給水装置（ <input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造）
その他（公表：可 <input checked="" type="radio"/> 不可 <input type="radio"/> ）
緊急連絡先 0×0-XXXX-0000（代表者携帯）

漏水時の修繕対応の可否を記入。  
その他の欄に夜間等営業時間外の対応等あれば記入可

緊急連絡先等の特記事項など  
があればその他の欄に記入

公表不可を選択した項目については掲載いたしません。

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

過去5年以内の受講の有無

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名については、公表対象外

受講者名（公表対象外）	研修会名、実施団体	受講年月日
安中 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	平成29年7月20日
碓氷 二郎	社内研修 OOに関する業務研修	平成30年5月28日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

e-ラーニング、現地研修会等、修了証や終了年月日が明示されたものについては修了証や主任技術証の写し等を提出  
 ※個人を対象に行った研修を記入。  
 事業者を対象に行う、指定給水装置工事事業者研修等とは別。

自社内研修について申し出のみ  
 （証明書類等提出不要）

可を選択した場合ホームページ等で公表いたします。

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

**過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況**

水道法施行規則 第36条

給水装置工事に主に従事したもの

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること

工事を施工しない場合はチェック欄レ点

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)	工事
安中 太郎	○	○ 配管技能士	H30
碓氷 二郎	○	○ 配管技能検定合格	R2
社員 A	○	×	R3
上記内容の公表の可否 (○は、ホームページ等への掲載を含みます。)			
可 <input type="radio"/> 不可 <input checked="" type="radio"/>			

保有している資格を記入  
※給水装置工事主任技術者以外のもの

直近の給水装置工事を施工した年度を記入。

資格を有していなくても、経験を有していれば記入する

不可を選択した場合には公表は行いません。

雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入  
※氏名については、公表対象外

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習会等による資格等(配管技能士、配管技能検定合格者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業訓練法(昭和44年法律第64号)第21条で規定する配管技能士
- ③ 職業訓練法(昭和44年法律第64号)第21条で規定する都道府県の職業訓練校の配管科の課程修了者

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行した者の氏名は、公表対象ではありません。人数が足りない場合は、必要に応じてコピー等して